

マロニエファッションデザイン専門学校学則

第 1 章 組 織

- 第 1 条 本校は教育基本法及び学校基本法の趣旨に基づき、ファッションの専門的技術を教授するため、服飾専門課程を置き、アパレル産業教育を中心とし、すぐれた技術と教養を持った人材を育成することを目的とする。
- 第 2 条 本校はマロニエファッションデザイン専門学校という。
- 第 3 条 本校は大阪市北区天神橋 7 丁目 7 番 4 号に設置する。

第 2 章 課程及び学科、修業年限並びに休業日

- 第 4 条 本校の課程学科及び修業年限並びに定員は次の通りとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備考
服飾専門 課程	ファッション デザイン学科	2 年	2 0 名	4 0 名	昼間部 3 1 0 名
	ファッション デザイン学科	3 年	3 0 名	9 0 名	
	ファッション ビジネス学科	2 年	2 0 名	4 0 名	
	ファッション ビジネス学科	3 年	2 0 名	6 0 名	
	ファッション マスター学科	4 年	2 0 名	8 0 名	
服飾専門 課程	第二部ファッション デザイン学科	3 年	2 0 名	6 0 名	夜間部 6 0 名

第5条 本学校の学年は
4月1日に始まり3月31日まで
但し秋季募集した場合は10月1日に始まり9月30日に終わる。
前期 4月 1日から 9月30日まで
後期 10月 1日から 3月31日まで

第6条 本学校の休業日は次の通りとする。

1. 日曜日、土曜日
2. 国民の祝日に関する法律で規定する休日
3. 夏季休業 7月22日より 8月31日まで
4. 冬季休業 12月23日より 1月10日まで
5. 春季休業 3月16日より 4月 8日まで
6. 開校記念日 3月 1日

※ 休暇中に2単位（60時間）の出校日を設定し、自由研究プログラムを実施する。

第3章 教育課程 授業時間数及び取得単位数と教員組織

第7条 本学校の授業時間数は850時間以上とし、教育課程別表（1）のとおりとする。但し夜間部については3年間で900時間以上とする。

第8条 進級及び卒業認定に必要な取得単位は、1単位を1.5時間（1コマ）×20週＝30時間（20コマ）として換算する。

第9条 昼間部・夜間部の進級および卒業認定は次の通りとする。
昼間部の各学科・年次ごとの授業時間数を900時間（30単位）とし、
870時間（29単位）以上の履修と課題提出により進級・卒業認定を行なう。
夜間部の各学科・年次ごとの授業時間数を900時間（30単位）とし、
570時間（19単位）以上の履修と課題提出により進級・卒業認定を行なう。

第10条 本学校の始業及び終業の時刻は次の通りとする。
1部（昼） 週3日を午前9時30分より午後4時40分まで
週2日を午前9時30分より午後3時までとする。
2部（夜） 午後6時より午後9時10分までとする

- 第 11 条 1. 本学校に次の教職員を置く。
- | | |
|-----------|--------|
| 1. 校長 | 1 名 |
| 2. 教員（専任） | 10 名以上 |
| 3. 事務職員 | 5 名以上 |
| 4. 校医 | 1 名以上 |
2. 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

- 第 12 条 本校に入学出来る者は次の通りとする。
1. 高等学校を卒業した者
 2. 高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められたる者
（学校教育法施行規則 77 条の 5 に該当する者）
 3. 短大及び大学の被服科又は当校一年次、二年次、三年次修業と同等の
学力があると認められた者は、取得科目と単位数、学力および能力選考を
行い、合格者には二年次、三年次、四年次に編入する事を認める。
 4. 学内における他学科間の編入も、第 12 条 3 項と同様に選考を行い、合格者
は他学科へ編入する事を認める。

- 第 13 条 本学校の入学時期は次の通りとする。
- 4 月 10 月（中止の場合もあり得る）

- 第 14 条 本学校の入学手続きは次の通りとする。
1. 本学校に入学しようとする者は本学校の定める入学願書に必要事項を
載して、第 20 条に定める入学検定料及び入学申込金を添えて指定期日ま
でに出願しなければならない。
 2. 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
 3. 本学校に入学を許可された者は入学許可の日から 30 日以内に第 18 条の入
学金を添えて手続きをしなければならない。
（3 月までに願書提出の方は 3 月末までに納付金を納めること。）

- 第 15 条 1. 学生が疾病その他止むを得ない事由によって 2 週間以上休学する場合は
診断書及びその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。
2. 前項の者が復学しようとする場合は届け出て復学することが出来る。

第16条 退学しようとする者はその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

- 第17条
1. 試験等に合格し本学校所定の課程を終了したと認めた者に、卒業証書別表（4）を授与する。
 2. 前項により服飾専門課程ファッションデザイン学科（昼間部・3年課程、2年課程）、（夜間部・3年課程）及びファッションビジネス学科（昼間部・3年課程、2年課程）を終了した者には文部科学大臣による告示（平成六年文部省告示第八十四条）により専門士（服飾家政専門課程）の称号を授与する。
 3. 前項により服飾専門課程ファッションマスター学科（4年課程）を終了した者には文部科学大臣による告示（平成十八年文部科学省告示第八十七号）により高度専門士（服飾家政専門課程）の称号を授与する。

第18条 成績優秀にして他の模範となる者には褒賞することがある。

- 第19条 次の項目に該当する者には退学を命ずることがある。
1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 2. 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者。
 3. 正当な理由なく出席が常でない者。
 4. 学校の秩序を乱し、其他学生の本分に反した者。

第5章 入学金、授業料其他

第20条 本学校の入学金、授業料等は別表（2）の通りとする。

第21条 寄宿舍は設置していない。

第22条 健康診断は毎年1回別に定めるところにより実施する。

第23条 別科に関する次項は別表（3）の通りとする。

附 則

1. この学則は平成 23年 4月 1日より施行する。